

八 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(信用取引に係る配当落調整額)</p> <p>3-1-7の2 ……………配当落調整額(信用取引に係る株式につき配当が付与された場合において、証券会社又は証券金融会社が、売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいう。) ……………</p>	<p>(信用取引に係る配当落調整額)</p> <p>3-1-7の2 ……………配当落調整額(信用取引に係る株式につき配当が付与された場合において、証券会社又は証券金融会社が、売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいう。以下6-4-2《配当落調整額等の処理》において同じ。) ……………</p> <p>……………</p>

九 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(支払利子の範囲)</p> <p>3-2-1 法第23条第3項《負債利子の控除》に規定する「支払う負債の利子」には、次に掲げるようなものを含むことに留意する。</p> <p>(1) <u>受取手形の手形金額と当該受取手形の割引による受領金額との差額を手形売却損として処理している場合の当該差額(手形に含まれる金利相当額を会計上別処理する方式を採用している場合には、手形売却損として帳簿上計上していない部分を含む。)</u></p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p>	<p>(支払利子の範囲)</p> <p>3-2-1 法第23条第3項《負債利子の控除》に規定する「支払う負債の利子」には、次に掲げるようなものを含むことに留意する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p>